

チームで信頼される学校づくり

**学校で、体罰やセクシュアル・ハラスメント、
障害などを理由とする差別を受けたと思ったら**

体罰とは・・・先生から、たたかれたり、けられたりすること
セクシュアル・ハラスメントとは・・・さわられたりしていやな思いをすること
障害などを理由とする差別とは・・・障害のある方への差別的な言動や身勝手な考え

『体罰・セクハラ・障害などを理由とする差別』相談窓口へ

担当の先生に いつでも相談してください

作木中学『体罰・セクハラ・障害などを理由とする差別』相談窓口

**担当者：米丸校長先生，松枝教頭先生
塩尻先生，山田先生**

電話 0824（55）2106

**もしも、学校の先生に相談しにくい時は
次の機関も相談を受け付けています。**

- | | |
|-----------------|--|
| ・ 三次市教育委員会学校教育課 | 電話 0824（62）6187 |
| ・ 広島県教育委員会事務局 | 電話① 082（513）4917
電話② 082（513）4918
電話③ 082（513）4919 |
| ・ 広島県立教育センター | 電話 082（427）3076 |